

# 「従来の医療費控除」と「セルフメディケーション税制(特例)」

どちらを適用しますか？

# 判定フローチャート

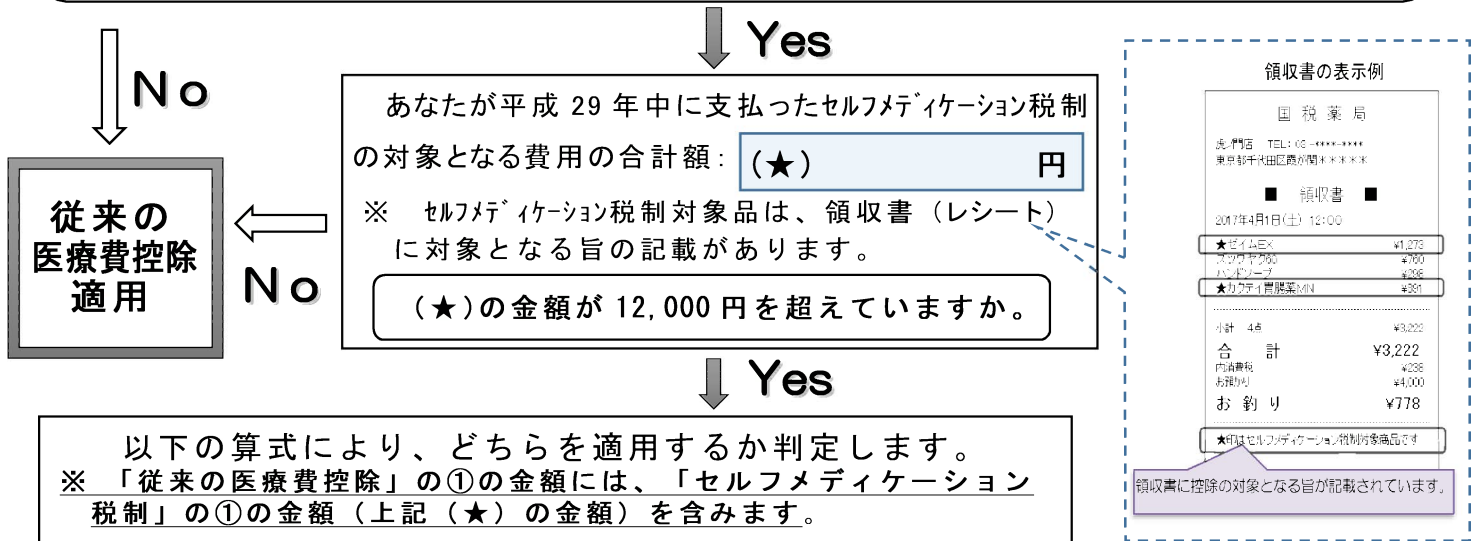
( 医療費控除の合計額 (補填金差引後) が 188,000 円以上の場合は判定不要です! )

※ 従来の医療費控除とセルフメディケーション税制は、いずれか一方のみの選択適用です。確定申告で選択した方法を、その後、更正の請求又は修正申告において変更することはできません。

平成 29 年中において、申告される方ご本人が、健康の保持増進及び疾病の予防の取組を行ったことを明らかにする、次のいずれかの書類はありますか。

- インフルエンザ等の予防接種の領収書又は予防接種済証
- 市区町村のがん検診の領収書又は結果通知表
- 職場で受けた定期健康診断の結果通知表
- 特定健康診査の領収書又は結果通知表
- 人間ドックやがん検診等、各種健診 (検診) の領収書又は結果通知表

※ これらの費用は、原則、医療費控除の対象外です。



以下の算式により、どちらを適用するか判定します。

※ 「従来の医療費控除」の①の金額には、「セルフメディケーション税制」の①の金額 (上記 (★) の金額) を含みます。

### 従来の医療費控除

- あなたが平成 29 年中に支払った医療費の合計額  円
- 保険金などで補填される金額  円
- 差引金額 (① - ②)  円
- 医療費控除額 (③ - 10 万円 (※)) (最高額 200 万円、マイナスの場合は 0 円)  円 (A)

※ 所得金額の合計額が 200 万円未満の方は 10 万円に代えて所得の合計額 × 5% の額を差し引きます。

### セルフメディケーション税制

- 上記 (★) の金額  円
- 保険金などで補填される金額  円
- 差引金額 (① - ②)  円
- 医療費控除額 (③ - 12,000 円) (最高額 8 万 8 千円、マイナスの場合は 0 円)  円 (B)

